

八幡神・女神像の手勢と坐法についての若干の覚書き

— 京都府岩滝町・板列八幡神社・女神坐像をてがかりに

Several Notes on the Pose of Female Hachiman-Deity:

— From the Case of Two Figures of Itanami-Hachiman Shrine in Iwataki-cho, Kyoto

長坂 一郎

NAGASAKA Ichiro

Itanami-Hachiman Shrine in Iwataki-cho, Kyoto, has two seated figures of female deity, which are thought to have been made originally as attendant statues of Hachiman-Trinity. Both figures, probably made in the late 10th century, are identical in their postures of arms-and-hands: the each left arm in front of stomach with its hand in the right upper arm, whose forearm is lifted up before the breast.

My assumption on this rare posture is that: It had derived from the former pose of the figure, i. e., sitting with one leg properly folded under one but the other drawn up; The sculptor probably changed the pose mentioned above to one as being seen now, i. e., sitting straight on her seat; and being supposed to be symmetrical as attendants in the trinity, the two figures are made identical in their poses. From this point of view, there might be two patterns of arms-and-hands: one left arm being put on the drawn up knee, the other the same left arm lifted without aid by that knee.

A retrospective scrutiny of the formative process of that trinity tells us a little on this problem, too. In the first phase, there was, I suppose, only one single image of deity, but one female figure was added (the second phase), and one more female (the third phase). The pose of figure with its knee drawn up, presumed above, might be thought to be in the

second phase, in which no counter-part to be symmetrical needed.

But there have been another account of the pose of the trinity that it derived from the Hachiman-Sansho-Zuei (three landscapes of Hachiman-Shrine), now in Ninnaji-Temple. In this picture, the female deity sits straight on her seat. This pose had been traditional in Japan, but was inhibited in the Ritsu-Ryo-Sei, newly-established political system based on various legal codes, except in the case in front of the Emperor both in China and in Japan.

The logical conclusion is that the pose of the female deity is that of preying in front of the Ten-no (The Japanese Emperor). In other words, the two female figures in Itanami-Hachiman Shrine based its style on the buddhist trinity tradition, but was transformed its detail (especially the posture of arms-and-hands) and meaning in the context of Jin-Gi-Sei, a political system in which the Emperor is ranked higher than the Deity.

はじめに

神像彫刻は仏像と比べると遺品の数の少なさや儀軌の類が明確に定まっていなかったことなどから、様式や図像面での考察が少ないように思われる。しかし、彫刻史研究としてそれらが必要なことはいうまでもない。ここでは八幡神の女神像を例にして、その一端を試みてみたい。

1. 京都府岩滝町・板列八幡神社・女神像について

京都府与謝郡岩滝町男山の板列八幡神社は、もとは国府に祀られた国府八幡宮であったものが、のち『延喜式』巻十・神名下、丹後国・与謝郡に小社として見える「板列神社」を併合したものとされる(註1)。また『石清水文書』の保元3年(1158)12月3日付の「官宣旨」の中に「板浪別宮」がみえるが(註2)、この別宮が板列八幡にあたると思われる。平安時代末には石清水八幡宮領となっていたと思われる。現在女神像二軀が伝存し、昭和25年に重要文化財に指定されている。

女神像(その1)は像高42.0cm(図1～7、註3)。衣を纏い坐する女神像である。髪は髻を結わず、後方および左右に垂らす。正面では額中央から左右に分けこめかみで段を付け角度を変えて耳を覆って垂らす。髪の垂下部は衣の上に見せず消えている(あるいは衣の中に入れてあるか)。顔は頬に膨らみを持たせた下膨れの形とし、面貌は目鼻を広く配する。眉は左眉は長く弧を描いてこめかみ辺にいたるが、それに比して右眉は弧を描かずやや直線的に吊り上げ、長さも短い。眼球の膨らみを表す。目の開きは細く伏し目とし下側に弧を描き、目尻はつり上がる。目も眉と同様に左右でやや造作が異なり、右目は短くつり上がりも小さい。この面貌の左右の違いが何を意味するかは今のところ不明である。鼻は顔の中央に大きくつくる。尾翼は小さい。口を大ぶりにつくり上唇を突き出し、人中も大きくあらわす。顎に一段肉割れを表す。顔は全体にやや向かって左側にむける。総じて面貌は堂々としたつくりとしてよいと思われるが、目を細く伏し目とするところに繊細な表情が認められるとすることができようか。

首には三道を刻まない。胸部をややはだけて衣を着ける。衣は袖口の広いもので右衽にまとう。左手は膝上で屈臂して横に折り腹前に曲げ右手内側にたくし込む。右手は屈臂して胸前に上げ、五指を丸め、袖口で包む。現状、持物を差し込む穴(径0.5cm、深2.5cm、また穴の周囲は径2.0cmで一段彫り込む)があげられている。一見、右手で持物の柄を執り左手で柄の下方に左手を添えるという手勢に見えるが(あるいは団扇のようなものが想定できるようなか)、右手にあげられた穴は新しいものではないが当初のものではないと思われ、後にも触れるが持物を持つ形態は一応否定しておく。脚部は膝が高く大きくつくる。脚の組み方は結跏趺坐とも見えるが脚部の幅の長さが短いようであり、あるいは膝を開き気味にして膝を折っている跪坐とも思われはつきりしない。左膝と比べ右膝を高く表すことを考えれば両膝を折って坐し右膝を少し浮かせていると考えたほうがよいのかも知れない。

体部は右肩をやや引く姿勢をとるが、やや左に向ける顔つきという先の確認を思い合わせると、本像は三尊形式の左脇侍として配されていたものと考えられる。

もう一軀の女神像(その2)は像高41.0cm(図8～14)。前像とほぼ同様な像容である。髪は後方と正面左右の三方に分けて垂らす。正面の髪は額の中央で左右に分け段を作らずそのまま耳を覆い垂下する。髪の垂下部が消えるのも前像と同様である。顔を向かってやや左下方に向ける。顔は下膨れで頬が張る。眉は角度をつけて斜めに吊り上げる。目は上辺は直線、下辺は弧とし、目尻は長い。鼻は顔の中心に大きく作る。鼻翼は小さいが丸く刻む。人中も大きく表す。口も大きい。顎に一段、肉割れを表すことも前像と同様。一方、前像にはなかった三道を刻む。衣は袖口の広いものを胸をややはだけ気味にして右衽にまとうことは前像と同じ。また手勢も同じ。右手の持物の穴は径1.3cm、深2.5cm。坐法も同様なものと思われるが左膝の方が右膝より高いので前像とは逆の姿勢をとるものと思われる。この姿勢と顔の向きから考えると本像は前像と対象の三尊形式の右脇侍として配されたものとする事ができると思われ、したがって板列八幡神社の女神像2軀は八幡三神像の僧形神像の欠けた両脇侍像がのこったものとする事ができると思われる。さらに両像の面相を比べてみると、「その1像」のほうが年長の相に表されているように考えられ、「その1像」が

息長帯姫尊（神功皇后）像、「その2像」が比売像とすることができよう。

構造は両像ともカヤ材の一木丸彫りの像である。「その1」像は木心を背面左斜めすぐにはずし（図15）、「その2」像は背面中心すぐにはずしている（図16）。木心をはずした距離がほぼ等しく、木目の幅も大体同じようなのであるいは2軀は同木から彫出した同木像かとも思われる。八幡三神像3軀を1材から彫出する例は平安時代には見られるものである（註4）。「その1」像は現状、髪に墨彩、面貌に白土彩、衣に墨彩文様が残るが後補の彩色と思われる。背面左側に節を含む。背面左側下部から地付きにかけておよび地付きの周囲、後頭部、左肩部、右肩部、左臀部などに朽損補修の痕。右頭部に打痕による欠損部などが見られる。前述したが右手の持物を挿したらしい穴は後補のように思われるが内側のノミ跡は後補によって埋められていて当初かどうかは不明である。「その2」像も墨彩、白土彩、ベンガラ彩などの彩色が残るが後補。体の前面脚部中央に節を2個、底面中央に節1個を含む。右側地付きに朽損部、左側地付きに鼠害部が見られる。こちらの持物の穴にはノミ跡が残っており、ノミの幅は6mmで、体表面のものと比べると切れ味が鈍いように思われ、したがってやはり持物の穴は後補と考えたほうがよいように思われる。また「その1」像も「その2」像もともに節を含む材であり、同木像とすると霊木像の可能性が考えられるであろう。

制作年代については、まず頭部が深く、肩幅は広いものの肩は張らずなで肩となる。顔をやや傾けるものの背筋を伸ばす。胸の厚みがあるものの腹部は胸と比べてさほど張り出してはいない。また膝は高く体部とともに量感を示している。これらを総じてみると量感を残すものの、肩を張って猪首のようになつたり腹部を丸く張り出すというようないわゆる9世紀代・平安時代前期の角張った極端な体軀表現とは異っているとされと思われ、それ以降の穏やかでなだらかな体軀表現となつていくことができよう。さらに面貌の下膨れの形は10世紀後半とされる京都・醍醐寺千手観音像や大阪・安岡寺千手観音像に見られるものに通ずると思われ、また上下のまぶたを下向きの弧線で表す伏し目の形は10世紀半ばの京都・六波羅蜜寺十一面観音像や同じく後半とされる同寺・薬師如来像以降に見られるものである。このように考えると本2像の制作年代は10世紀後半頃とすることが

できるのではなかろうか。

平安時代の神像は尊名が明らかでないものが多い中で八幡三神像の女神像であると思われること、また作風も堂々とした佳品であること、由緒も国府八幡宮に繋がるものであり地方国府の造像水準の指標となると考えられることなど今まであまり注目されてはこなかったが、これから考える形態の問題とともに今後の神像彫刻研究に欠く事のできない作例となるものであると思われる。

2. 手勢について

本女神像2軀の形状の特徴としては手勢をあげることができると思われる。両像とも右手は屈臂して胸の中央部に持ち上げて袖に包んだまま五指を丸め、左手は屈臂して横に曲げ右手と体腹部の間に入れるという類例の少ないと思われる形とする。

前述の通り両像の右手には現在、持物を挿したと思われる丸い柄穴がある。一見するとその手勢は右手で持物の柄を執り、左手はその柄の端に添える形のように見えるが、その柄穴のノミ跡が体部のノミ跡と異なり当初のものかどうか不審に思われることは先に触れた。また、八幡三神像の脇侍の女神像が2軀ともに同様な持物（おそらくこの場合は団扇か）を執る例は管見では見あたらず（註5）、したがって当初から持物を執る手勢であったとは考えにくい。

さて本2軀像の手勢についてはまず同形とすることに注意される。先に考えたように本2軀は八幡三神像の両脇侍像であると思われ、とすれば基本的に三尊形式の脇侍の形式ということになり形態は左右対称を示す傾向をもつことは予想される。東寺・八幡三神像・脇侍女神像2軀（図17、図18）は左脇侍女神像（その1）は左手は屈臂して肘よりやや高い位置で手首を内側に捻って前に出し、第一・3指を捻じ4指を軽く曲げ、2・5指を伸ばして持物（後補）を執り、右手は屈臂して胸前付近で掌を内側に向け第1・3指を捻じ4指をこれに添え、2・5指を軽く曲げる。右脇侍女神像（その2）は左手は屈臂して胸前付近で掌を内に向けて第1・3指を捻じ、2・4・5指を伸ばし、持物（後補）を執り、右手（後補）は屈臂して肘よりやや高めの位置で掌を上に向けて第1・3指を捻じ2・4指を軽く曲げ5指を伸ばす。すなわち両像

とも三尊形式の中尊側（内側）の手を同様な形に屈臂させており対称形の意識を窺うことができる。また薬師寺・八幡三神像（図19、図20）は左脇侍女神像（神功皇后像）は左手は高い位置で衣に包んだまま屈臂して立てた左膝を抱き、右手は体側に接して垂下して屈臂し衣に包んだまま横に折った右足の上に置く。右脇侍女神像（仲津姫命像）は左手は体側に垂下しやや屈臂して衣に包んだまま横に折った左膝の上に置き、右手も同様に体側に垂下しやや屈臂して衣に包んだまま、折ってやや持ち上げた右膝の上に置く。一方は片膝を立て片膝を倒す坐法とし、一方は跏趺坐形で右膝をやや持ち上げるという形で一見左右対称性を無視する意識のように思われるが、右脇侍女神像（仲津姫命像）の坐法は左脇侍女神像（神功皇后像）の坐法の対称形とし（すなわち左膝を立てるのに対し右膝を立てる形として）、その立てた脚をやや下ろしたものと解することができる、とすればそこにはまず左右対称形の意識がありそれをやや変化させたものとすることができよう。また手勢だけに注目しても両像の中尊に対する内側にあたる腕は折って横にした脚の上に置かれており、やはりそこには対称形の意識は指摘できるであろう。

一方同じく平安時代の八幡三神像として著名な大分杵築市・奈多宮・八幡三神像の女神像2軀は1軀は後代のものであるものの、中尊僧形八幡神像と同時代の女神像（伝、神功皇后像、図21）は拱手する形であり、またその後代の像も同様に拱手像（伝、比売大神像、図22）でおそらく当初像の形式を追従したものと考えられるので、両像ともに拱手像であったもの、すなわち左右同形を基とされるものと思われる。またやはり平安時代の八幡三神像の遺品である静岡磐田市・府八幡宮・八幡三神像の脇侍女神像2軀（図23、24）はそれぞれ拱手像であり、同じく平安時代の作である山形米沢市・成島八幡神社の女神像2軀（図25、26）もそれぞれ拱手する像とする。つまり平安時代の八幡三神像の脇侍像は左右対称形か左右同形か、そのどちらかの意識を持ち構成されていると考えてよいのではなかろうか。とすれば板列八幡神社像は珍しい例ということになる。

板列八幡神社像は、面貌は片や熟年相とし片や若年相とすることから、八幡三神像の脇侍女神像としての2軀の識別は明瞭に意識しているものと思われる。また首の表現は一方は三道を表さず、一方は三道を刻むという具合にやはり2軀の識別に意を示している。さらに脚部をみ

ると熟年相のその1像は右膝部を左膝部より高くしており、一方若年相のその2像は逆に左膝部の方を高くしている。つまり脚部からは左右対称の意識は窺うことができ、面貌表現をあわせて考えてみれば上にあげた平安時代の八幡三神像の諸例から考えると手勢も左右対称形を基本とすべきものであったとすることができよう。しかしそれが左右同形とされてしまった。そしてその手勢も八幡三神女神像としては他に類例のない珍しい形である。その理由の判断は難しいが、あるいは作り手（または要求した方）が手勢の意味を理解できず混乱してしまったものかも知れない。これについて少しく考えてみると、まず両像の手勢が同じ形であるということは、その前提として、八幡三神像の脇侍像は拱手形であるということが念頭にあったのではなかろうか。拱手形であれば両像の手勢は同形となる。板列八幡神社像もまず脇侍女神像は拱手形とする意識が存在したものと思う。またその場合は坐法は例えば結跏趺坐形のように同形とするのが普通であろう。しかるに本2軀の場合先に触れたように脚部は同形ではなく対称形を示していた。つまり本来、脚部と同様に手勢も対称形であったものが、八幡三神の女神像は拱手形という意識が入り込み同形とされたものではなかろうか。その結果、両像ともに同形の、拱手形ともいえない珍しい手勢を示すことになった。これが逆にもともとの拱手像を変化させたもの（つまり拱手した手の一方を外した形）と考えた場合、脚部が左右で変化をつけて対称形としているのに手は両像ともに左手をはずしていることで脚部との関係とのつじつまが合わないということになり（片方が左手をはずすのであれば、もう片方は反対の手をはずさなければならない）、したがって手勢はもともとの拱手形を変化させたものとは考えにくいと思われる。ではもとの手勢はどのようなものであろうか。

本2像はそれぞれ左右の膝を他方より持ち上げて少し高くしていた。これは八幡三神女神像の中では、薬師寺・右脇侍女神像（仲津姫命像）の右膝を上げるものに近いものと思われる。また薬師寺・左脇侍女神像（神功皇后）は左膝を立てており、三尊形式の脇侍の左右対称形とすると、右脇侍女神像（仲津姫命像）の右膝を上げる形は立ち膝をおろしぎみにした形と考えられることは先に触れた。とすれば片方の膝を少し持ち上げる坐法はもとは片方の膝を立てる坐法であったとすることもできよう。

片膝を立てる坐法の場合、手は往々にして立てた膝の上に置かれるか、立てた膝に巻きつけることになる。薬師寺・左脇侍女神像は立てた左膝に袖にくるんだ左手を巻いており、一方右手は反対の右足の上に置いている。ところが両手共に立てた膝に置く場合もある。重要文化財の和歌山・熊野速玉大社・夫須美大神坐像（図27）は右足は膝を折って横に出すものの左足は立てているようであり、その立てた膝の辺りに袖にくるんだ両手を置いている。つまり両手を胸の高さに置くのは立てた膝に手を置いた形に由来すると考えられる。また立てた片方の膝に置くのであるから両手の屈臂する角度は異なることになり、拱手形のように左右の屈臂の角度が同じになることはない。このように考えてくると板列八幡神社・女神像の手勢の右手を衣の袖に包んで胸前に上げるのは立てひぎに手を置いた名残とも思われ、また左手が腹前に下がっているのは立てていた膝が下がったせいかとも思われてくる。すなわち脚部と同様に手勢も片膝立ちに伴う形が変化したものとするのであろうか。そしてその変化の意味が曖昧になり、一方で八幡三神の女神像は拱手形であるという意識が伴い、このような他に例のない形にされたのではなかろうか。

板列八幡神社女神像の手勢について一応以上のように考えてくると、八幡三神女神像の形式は立て膝をするものと拱手形のもの、もともと2通りが存在したと思われるようになる。となると例えば重要美術品の奈良・大和文華館所蔵の女神像は平安時代の作で、左足は膝を立て左手をその上に置き右足は横に折り右手を右膝に置く、薬師寺・神功皇后像の形態に似る像であるが、宇佐八幡宮伝来の八幡三神像の一軀とされており（図28、註6）、その伝来は認められるものとされよう。そしてそれが認められることになれば、前述の大分杵築市・奈多宮・八幡三神女神像が拱手形であったことを想起してみると、九州の地、宇佐八幡宮の勢力圏に両方の形の女神像が存在していたということになるだろう。とすればそれらはどのような関係にあるのであろうか。

3. 八幡女神像の系統について

八幡三神像の成立については近時、津田徹英氏の優れた考察がある（註7）。氏の論考は僧形八幡神像の成立の

年代と展開の経緯の解明を目的とされたものであるが、それに付随して八幡三神像の成立にも触れておられる。それによると当初は独立神として成立した八幡神は天平6年（734）に宇佐八幡宮に比咩神の「第二殿」が造立されたことで八幡神と比咩神の二神並立になり（註8）、さらに弘仁11年（820）に同じく宇佐八幡宮で「大帯姫」の「第三殿」造立の託宣があり（註9）、弘仁14年（823）に「大帯姫」細殿が新造されており（註10）、この頃に八幡三神が確立したといわれる。すなわち八幡神は宇佐八幡宮内で単独神→二神並立→三神鼎立と発展してきたもので、その後貞観2年（860）に行教により宇佐八幡が山城に勧請され石清水八幡宮が成立し、そこには「六字宝殿 三宇正殿 三宇礼殿」とあることから三神像が奉じられ（註11）、さらに行教を宇佐宮祈勅使に推挙した真雅が東寺長者の任にあった貞観2年（860）～元慶3年（879）の間に東寺にも八幡三神が勧請され、現存の東寺・八幡三神像がそれであるといわれる。つまり東寺・八幡三神像は宇佐八幡宮系の八幡三神というべきものである。しかし例えば三像とも右足を上にして結跏趺坐しているが、右足を上にする坐法は密教像の特徴であるとの指摘もなされており（註12）、さらに女神像の手勢もまた密教の印相の影響ではないかといわれるなど（註13）、東寺での独特の変貌もみられる。したがって東寺像は宇佐八幡宮系八幡三神像の正系とはいえるものではない。それに比して鎌倉時代の絵像ではあるが仁和寺所蔵の八幡三所影図（図29）は僧形八幡神像の着衣や手勢が東寺・僧形八幡神像に近似し、また脇侍の両女神像の着衣や拱手形の手勢、跪坐の坐法が奈多宮・八幡三神像女神像とほぼ同様のことから、正しく宇佐八幡宮系の八幡三神像の図像の伝統をひくものではないかとされた。氏の御高説によって女神像をみれば、宇佐神宮系の正統な八幡三神像の女神像はそこに描かれる女神像の形式、すなわち両者ともほぼ同形で、髪は髻を結び上げて正面に髪飾りをつけ、残りの髪は左右背面の三方に垂らし、大袖の衣の上に鱗袖をつけた蓋襦衣をまとい、領巾を肩の周りに回し、両手は袖に包んで胸前で拱手形とし（右脇侍像は団扇の柄を執り）、裳をつけて跪坐する形式ということになる。

八幡神が三神形式に発展したことについてまず考えられることは仏像の三尊形式からの影響ということであろう。もとより宇佐八幡宮の成立は諸説あるものの仏教の進出（すなわち神仏習合現象）を示す正史の記述は『続

日本紀』天平13年(741)閏3月甲戌(24日)条に、「奉八幡神宮秘錦一頭、金字最勝王經・法華經各一部、度者十人、封戸馬五疋、又令造三重塔一区、賽宿禰」とあるものと思われる。すなわち宇佐八幡宮に納経し、社僧を置き、三重塔を建立するとしたことであるが、これは先にみた天平6年(734)の比咩神の「第二殿」の成立以後のこととなる。その比咩神にも『続日本紀』神護景雲元年(767)9月乙丑(18日)条に、「始造八幡比売神宮寺、其夫者便役神寺封戸、限四年令畢功」とあるように神宮寺建立が計画されている。

ところで、わが国の神像成立の初期の事例とされているのは『多度神宮寺伽藍縁起并資財帳』(註14)の序文の記事である。そこには天平宝字7年(763)に多度神の「神身離脱」を願う神託により禪師満願が「小堂及神御像」を造立したとする。この「小堂」が後に宝龜11年(780)に朝廷から度者4人を認められ、次いで大僧都賢璟による三重塔建立というように多度神宮寺として公に認定されていくのであるが、ここで確認しておきたいことはその時点8世紀後半の段階では、公に神宮寺と認定される場合に神像の成立を告示しているということである。あるいは神像の成立はこの時期の神宮寺公認の前提であったのではなかろうか。例えば神宮寺成立の初期の例とされる「氣比神宮寺」の場合は靈龜元年(715)に藤原武智麻呂は氣比神のために「一寺」を建てたことをいうが(註15)神の像には触れておらず、同じく若狭比古神願寺は養老年中(717～723)に和赤磨が「建道場造仏像」したものとされ(註16)ここにも神像には触れず、8世紀前半の段階では神宮寺(つまり神仏習合現象)における神像の成立は確認できない。それが天平宝字7年(763)の多度神宮寺の場合は神像の存在を公表する。もちろん単に記事で触れていないのかもしれないが念のために一応多度神宮寺を初例としてみると天平宝字7年(763)以降ということになる。その間に神宮寺(あるいは神仏習合現象として)に神像が導入されたものと考えられよう。そしてさらに神仏習合が国家の宗教政策であったことを考えてみると(註17)、神仏習合の行為は地方の小社で行われたとするより国家にとって重要な神社で始められたと考えたほうがよいと思われ、したがって神像の成立も中央に影響をもつ大社や大寺にこそ先に成立し、その影響が地方の例えば多度神宮に及んだと考えたほうが自然のように思われる。すなわち8世紀半ば頃以降は、神宮寺

が僧綱から認められた時点(すなわち度者の認定など)で当該社では神像は成立していたと考えてよいのではなかろうか(註18)。とすれば宇佐宮の場合、天平13年(741)の社僧制定、三重塔造立の神仏習合段階では八幡神像の成立は考えられると思う。さらに比咩神の像は神護景雲元年(767)の八幡比売神宮寺造立の計画の頃には成立していたともされるのではないか。つまり八幡神、比咩神の二神並立の時期にはそれぞれの像が存在し、そのうち弘仁11年(820)あるいは弘仁14年(823)の頃にさらに八幡三神像が成立したものとされるのではなかろうか。先にみた津田徹英氏の御説によれば、宇佐八幡の正統的な八幡三神像の図様は仁和寺・八幡三所影図であり、左右の脇侍女神像はほぼ同形となるものであった。八幡神の三神構成が仏像の三尊構成に由来するものであれば左右同形の構成もすぐに肯けるものである。その手勢は拱手形で坐法は跪坐様であり、また彫刻の遺品でも奈多宮・八幡三神女神像は同様の形式であった。しかし一方で同じ宇佐八幡宮系の遺品でも奈良・大和文華館・女神像は片膝を立て、片膝を寝かせ、手をそれぞれ膝の上に置く形式であった。また薬師寺・八幡三神女神像も一方は立て膝とし一方はそれを崩したような坐法で両手はそれぞれの膝に置くという正統的ではない形とする。本稿の出発点であった板列八幡神社・女神像はどちらもともいえない中間的な形をしめす。同じ神種にも拘わらずこのように形式の幅はなにを意味するのであろうか。そこで考えられる1つの解釈は、八幡二神並立の時期の女神像の形式の影響である。つまり、仏像の三尊形式を模倣した三神形式には両脇侍女神像は拱手形、跪坐形となったが、それ以前すなわち比咩神が1軀で独立神、あるいは二神並立で安置、拝される場合は、片膝を立て片膝を寝かせ、両手を立てた膝の上に置くかそれぞれの膝の上に置くような形式があったのではなかろうか。先に宇佐八幡宮比咩神の像は神護景雲元年(767)の八幡比売神宮寺造立の計画の頃、つまり神仏習合の早い段階で成立していたと考えられることを指摘した。また現存の初期の女神像である熊野速玉大社・夫須美大神坐像は片膝を起しそこに両手を置くような像であり、他方同じく初期の女神像である京都・松尾大社・女神像は拱手形様とする。つまり初期の神像には両方の手勢があったのであろう。そのなかで八幡比咩神の場合はまず前者のように表されたのではなかろうか。そしてそのように考えると薬師寺・八幡

三神女神像や板列八幡神社・女神像の坐法や手勢の意味は、女神像が1 軀であったものから2 軀になった過渡期（すなわち坐法は片足立て膝形から跪坐へ、手は立てた膝に置かれた高い位置から拱手形へ）の記憶を残す遺品とすることができるのではなかろうか。

4. 八幡三神女神像の跪坐について

先に見たように宇佐八幡宮系八幡三神像の女神像の手勢は拱手形とし坐法は跪坐とする。まず「拱手」は神像の一般的な手勢といえるがもとは『礼記』曲礼上に「遭先生於道、趨而進、正立拱手」とあるように、目上の人に敬意を表す儒教の礼儀の形である。のちの例えば北魏の『水経注』には出現した神に対して拱手する場面が記され（註19）、さらにのちの宋の『稽神録』には逆に拱手した神の出現もいう（註20）。古くから連綿として続く恭敬の形であり、また神の出現の場にも用いられていたようである。

一方、両膝を地に着けて坐る「跪」は『説文解字』二篇下24に「跪、拜也」とあるように礼拝の意味を持つ坐法である。もともとアジア全般にあった習俗ともいわれるが、東アジアにおいては中国漢民族は早くに跪礼を避け立礼を採用したのでそれ以外の諸国で一般的なものであったものといわれる（註21）。日本においては『魏志倭人伝』に「下戸与大人、相逢道路、逡巡入草、伝辞説事、或蹲或跪、両手抛地、為之恭敬」とあり、3世紀貴人への恭敬礼として蹲と跪が行われていたことが知られる。その後も『日本書紀』17「継体紀」元年2月甲午条に「大伴金村大連、乃跪上天子鏡劍璽符、再拜」とあり、同じく『日本書紀』19「欽明紀」13年（552）10月条の著名な仏教伝来の記事には「天皇曰、宣付情願人、稲目宿禰、試令礼拝、大臣跪受而忻悦、安置小墾田家」とあり、同じく『日本書紀』24「皇極紀」3年（645）正月条のこれも著名な中大兄と中臣鎌子の出会いの場面には「偶預中大兄於法興寺槻樹之下打毬之侶而候、皮鞋随毬脱落、取置掌中、前跪恭奉、中大兄対跪敬執」とあるなど、連綿として恭敬礼として行なわれていた。ところが『日本書紀』29天武天皇11年（682）9月壬申条に「勅、自今以後、跪礼・匍匐礼、並止之、更用難波朝廷之立礼」とあり、7世紀半ばから朝廷では跪礼を廃し中国風の立礼を採用したよう

である。しかし跪礼はすぐにはなくならず、『続日本紀』3慶雲元年（704）正月辛亥条に「始停百官跪伏之礼」とあり、また同じく『続日本紀』4慶雲4年（707）12月辛卯条に「往年有詔、停跪礼之礼、今聞、内外庁前、皆不嚴肅、進退无礼、陳答失度、斯則所在官司不恪其次、自忘礼節之所致也」と何度も禁止しているように奈良時代になっても官での跪礼はなくならなかったようであり、さらに『日本紀略』弘仁9年（818）3月丙午の条には「詔曰、云々、其朝会之礼及常所服者、又卑逢貴而跪等、不論男女、改依唐法」とあるように9世紀になっても官人社会では跪坐はのこっていたようである。ここであげている朝会之礼すなわち朝座の拜礼（朝堂の座にある官人が高官の朝堂の出入りの際に為す礼）としての跪礼は平安時代に入り徐々に磬折（起立して腰を曲げる礼）や起立の立礼に統一されていったとされ（註22）、『小右記』長和5年（1016）2月7日条に「式部少輔師長叙位了、跪而一拜、諸人驚奇云々」とあって、後一条天皇の即位の儀に菅原師長が跪礼したことに対し藤原実資たち貴族は不審に思ったと記すように11世紀には朝廷では立礼が普通のものになっていたようである。

ところで朝座の礼の中でも跪礼が残ったものがある。弘仁12年（821）正月30日に右大臣藤原冬嗣らによって奏上された『内裏式』はわが国最初の勅撰の儀式書とされるが（註23）、そこでは例えば「元正受群臣朝賀式」には「皇太子升中階當御座前、北面、跪於南榮賀曰」あるいは「（侍從）進自南榮、當御座前、跪」とあるように天皇の前でだけは跪礼することになっており、しかもそれは『内裏式』の前に成立したと考えられる『内裏儀式』（註24）の「元旦受群臣朝賀式」の「皇太子升、當御座前、北面跪賀曰」を継承したものであり、さらにわが国の礼法の手本とした『大唐開元礼』（註25）巻95「皇帝元正冬至受皇太子朝賀」には「舎人引皇太子升進、當御座前、北面、跪、賀稱」とあるように、中国の礼法をそのまま採用したものであるという（註26）。跪礼を忌避してきた唐でも皇帝に対してだけは跪礼を行っていた、というより中国では礼法上は跪礼はそれだけ特別なものであったとされよう（註27）。寛敏生氏によれば中国での跪礼は、「皇帝制度の成立以降、神=天帝と人間との関係は皇帝に独占されたため、皇帝以外の人間を拜する方式としては一般に用いられなくなり、皇帝以外への跪礼は限定され、官人・貴族間の跪礼行為は禁止の対象ともなった」といわ

れる（註28）。

先に挙げた弘仁9年（818）3月の礼法、服制を唐法に改める詔や弘仁12年（821）正月の『内裏式』の奏上は、『日本紀略』弘仁9年4月庚辰条の殿閣諸門の唐名化などと同様の嵯峨朝の唐風志向の徹底化政策の一環として捉える事ができよう。さらにこの時期延暦年間（782～806）に『皇太神宮儀式帳』が編纂され、伊勢神宮の祭祀、行事の制度化が行われるが、それも天皇家の宗廟たる伊勢神宮の威儀を高めんがため、中国の宗廟崇拜に倣ったこと、つまり中国志向の一環とみることもできよう（註29）。その中であってすでに東大寺大仏の擁護神として国家神の地位に昇った八幡神が弘仁11年（820）、あるいは弘仁14年（823）頃に三神構成になり、その姿は跪坐としてあらわされ、その跪坐は以上のように唐礼では皇帝関係の特別な礼法、『内裏式』では天皇に対する拝礼の形であったということはなにを意味するのであろうか。そこには同様な中国化徹底の意識、日本の天皇制を中国の皇帝制度になぞらえようとする目論見があったのではなかろうか。そしてそれは神祇の世界にも天皇権威の至高化が持ち込まれることを意味する。すなわち伊勢神宮以外の神は天皇の下位に置かれることになり、その結果神は拱手し跪坐することになったのではなかろうか。神仏習合により神は仏教に帰依し仏教を護る存在となったが、さらにこの時期に神は変質し仏教にではなく天皇に仕える存在となったということではなかろうか。

5. 仏教の跪坐について

以上のような官の儀礼としての跪坐の他、仏教信仰の場でも跪坐は行われていた。『魏書』「釈老志」ははじめに後漢の孝明帝が金人を夢みたあとにそれが仏と知り仏教を取り入れんと蔡愔を天竺に派遣した著名な話を記すが、そこには「帝遣明中蔡愔、博士弟子秦景等使於天竺、写浮屠遺範、愔仍與沙門攝摩騰、竺法蘭東還洛陽、中国有沙門及跪拜之法、自此始也」と、跪拜は仏教とともにインドから伝わったものという。跪礼を忌避し立礼を一般化していた中国では跪拜は仏教の儀礼と考えられていたようである。わが国でも『日本靈異記』巻上第18「憶持法華經、現報示奇表」では法華の持経者は「明知是我先父母、即長跪拜」と前生での両親に「長跪」し、同じく

巻上第30「非理奪他物、為悪行、受報示奇事縁」では「少子出来、時乎門入、見其少子而長跪礼」と観音の化身であった少子に門番が「長跪」したとし、巻中第19「憶持心経女、現主閻羅王闕、示奇表縁」では「伝聴、能誦心経、我欲聴聲、暫頃耳、願誦、聞之、即誦、王聞隨喜、從坐而起、長跪拜曰、貴哉、當如聞有」と閻羅王は般若心経に対して「長跪」し、下巻第30「沙門積功、作仏像、臨命終時、示意表縁」では「即位從坐起、引卒明規並諸親屬、長跪、礼於多利丸」と僧觀規が仏師多利丸に余命のない自分に代わって十一面觀音像を仕上げしてくれるように「長跪」したなどが見られ、奈良時代から平安時代に仏教界で跪礼が行われていた様子が窺われる。ここにいう「長跪」は宋・道誠『釈氏要覽』巻中（註30）に「長跪 即兩膝齊著地。亦先下右膝為礼」とあるものかと思われる。兩膝を地面につける跪と同じ坐法であり、右膝を先につけるのが礼法であるという。さらに「毘奈耶云。尼女體弱。互跪要倒。佛聽長跪」とあり、尼僧は体が弱いので「互跪」すると倒れてしまう、そこで仏は長跪を許したともいい、長跪は尼僧の坐法のようにいう。仏教儀礼の跪は長時間を前提としているようでもある。「互跪」は『釈氏要覽』の「長跪」のすぐ前に、「互跪 天竺之儀也。謂左右兩膝互跪著地。故釈子皆右膝。若言胡跪。音訛也」とあり、左右の膝のどちらか一方をかわるがわる地面につける坐法をいうという。膝をつけない片方は立て膝となるのであろうか。そして仏教者は右膝を地面につけるのが儀礼であるという。『日本靈異記』の仏教者は女性用とされる「長跪」をしており、一般には厳密ではなかったのであろうが、八幡三神女神像が跪坐とするのはこの仏教者の長跪の坐法をとっていると考えられるのであろうか。

互跪、長跪についてはすでに唐・道宣『釈門歸敬儀』巻下（註31）に「經中多明胡跪互跪長跪。斯竝天竺敬儀屈膝拄地之相也。如經中明。俗多左道所行皆左。故佛右手按地以降天魔。令諸弟子右膝著地。言互跪者左右兩膝交互跪地。此謂有所啓請。悔過授受之儀也」と解説があり、先の『釈氏要覽』はこの部分の文言を引用しているようにも思われるが、そこではさらに解説を続けたあとについて「跪者。謂尻不至地斯正量也。僧是丈夫剛幹事立故制互跪。尼是女弱翹苦易勞故令長跪。兩膝據地兩脛翹空。兩足指指地挺身而立者是也。經中以行事經久苦弊集真。左右兩膝交互而跪」とあり、跪は膝を地に著け、足は爪先

立てて踵を持ち上げて腰を落とす形（例えば、岡寺の天人文磚（図30）の天人のような形か）とするという。この形で一方の足だけを立て続けるとつらいので立てる足を交互にするのが互跪であり、尼僧は体力がないので片膝を立てることを始めから許され、両膝をつける長跪の形とする。すなわち本来、互跪も長跪もつま先立ちで踵を持ち上げて腰を落とす、もしくは腰を伸ばす坐法ではないかと思われる。とすれば八幡三神女神像の跪坐の形は踵を持ち上げているように思われず、通常に足をたたんで足の踵も下ろしているように見え、したがって仏教の長跪とは異なったものとするほうがよいのではなからうか。とすれば、手勢が『礼記』にみえる拱手形とするのもふまえてみると、やはり律令儀礼の跪坐としたほうがよいのではなからうか。

おわりに

以上、憶測を重ねて述べてきたが一応、まとめて終わりとした。

①京都岩滝町・板列八幡神社・女神坐像2軀は八幡三神像の脇侍女神像で制作は10世紀後半頃のものと思われるが、手勢は両像ともに左手は腹前で横に倒し右手の二の腕に挿し込み、右手は屈臂して胸前に上げるという珍しい形を示す。その形は片膝立ちの膝頭に両手を置く形から片膝を少し寝かせた結果左手が下がった形になったものと思われ、それを八幡三神の両脇侍女神像は左右相称の拱手形であるという意識のもとに両像ともに同じ形に表したのではないかと解釈された。この解釈に立つと、八幡女神像の手勢には立て膝の膝頭に手を置くものと拱手形とするものとの2種類があったのではないかと推測される。

②そこで八幡三神の成立過程をみてみると、八幡神は初めは主神の単独神であったものがのち主神と女神の二神並立、さらにその後主神と両女神の三神鼎立の形となったものであり、その中で仏像の三尊構成に倣った三神鼎立の形には両女神像は脇侍のように左右相称形すなわち拱手形が望ましいと思われ、したがって立て膝として膝頭に手を置く形は二神並立時のものではないかと考えられた。

③一方、三神像の図像の古様は仁和寺・八幡三所影図

との指摘があり、その女神像の坐法は跪坐とする。跪坐は日本では古くから行われてきた礼拝の形であるが、中国の儀礼では忌避されてきたので、それを採用した日本の律令制の儀礼では禁止されてきたものである。しかしそのなかでも中国では皇帝、日本では天皇に対する礼法としてだけは跪坐が行われていた。したがって神が跪坐する形は天皇に対して礼拝している形ということになる。すなわち八幡三神像の女神像の形式は仏像の三尊形式の脇侍の形式を採用して左右相称形に基きながらも、天皇を頂点とし神々をその下に置く神祇制の目的に沿うために天皇に対する礼拝の形である拱手と跪坐で表されるようになったと考えられるのではなからうか。

④さらに、跪坐は仏教でも盛んに行われた坐法であるが、仏教での跪坐は両膝を地面につけるものの足は爪先立ちで踵を持ち上げるもので仁和寺・八幡三所影図の女神像の坐法とは異なるものと思われた。

さて、このように考えてくるとさらに問題が発展していくように思われる。例えば、神像は全体的には両脚部を表さないものが多いがそれは跪坐の表現と関係しているのであろうか、また結跏趺坐形の神像の解釈との整合性はどうか、などである。さらに神仏習合そのものについての視点の再検討も必要になってくるのではなからうか。今後の課題は大きくなる一方であるが、ともあれ多少とも問題提起となれば幸いである。

（平成14年9月2日稿了）

註1 『与謝郡誌』上巻第2編第2章第4節指定村社（8）板列八幡神社（名著出版 昭和47年）

註2 『石清水八幡宮文書』1田中家文書・123「保元3年12月3日官宣旨」（『大日本古文書』家分け4ノ1）に「宮寺領（中略）丹後国 佐野庄 板列別宮 黒戸庄」とある。

註3 法量

（その1）像高 42.0cm、髮際高（正面入れ込み部まで）37.3cm、頂一顎 14.3cm、髮際一顎 8.7cm、髮張り 10.3cm、面幅 7.3cm、面奥 12.8cm、胸厚（右衣上）12.8cm、肘張 27.0cm、膝張り 29.5cm、右手先一背面 21.5cm、坐奥 19.9cm、膝高 左 6.5cm、右 7.8cm

（その2）像高 41.0cm、髮際高（正面入れ込み部まで）37.4cm、頂一顎 13.3cm、髮際一顎 9.2cm、髮張り 10.7cm、面幅（髪の上）7.3cm、面奥 11.7cm、胸厚（右衣上）12.4cm、肘張 27.1cm、膝張り 30.0cm、右手先一背面厚 20.9cm、坐奥 21.4cm、膝高 左 7.5cm、右 6.4cm、

実査 2001年7月24日 長坂一郎、寺澤朋法、洞口寛
また、本2神像については岡直己『神像彫刻の研究』第2編第1章「八幡神像の繁栄」5節において解説と考察が為されている

る。本稿と趣旨が異なるが参照されたい。

- 註4 東寺・八幡三神像は3軀ともにウロを持つ材でつくられており、かつそのウロは繋がると考えられるので同材からつくられたものといわれ、また薬師寺・八幡三神像も女神像の1軀が頭部および地付きに別材をよせることから同材製といわれる。さらに私見ではもとは一具であったと思われる山形・成島八幡神社・女神像2軀と成宝寺・僧形八幡神像も同材製であると思われる。静岡・府八幡神社の八幡三神像も同様と思われた。倉田文作「貞観彫刻」6神像（『原色日本の美術』5『密教寺院と貞観彫刻』小学館）上原昭一「僧形八幡神坐像、神功皇后像、仲津姫坐像」（『奈良大寺大観』薬師寺 岩波書店）拙稿「山形県における僧形神像についての覚書き—寒河江八幡宮・八幡神坐像と成島八幡神社および成宝寺の八幡三神坐像—」（『宗教美術研究』7 2000年3月 宗教美術研究会）なお、静岡・府八幡神社・八幡三神像については発表の準備中。
- 註5 鎌倉時代のもとのとされる後述、仁和寺・八幡三所影図は両女神のうち右脇侍の女神が団扇を持つものの、左脇侍の女神はそれを持たず、同じく鎌倉時代のもとのとされる大阪・来迎寺・八幡神垂迹曼荼羅でも一方の女神は団扇を手につが、他方は持たない。（『八幡信仰事典』戎光祥出版）
- 註6 『女神たちの日本』展図録・作品解説87（平成6年 サントリー美術館）
- 註7 津田徹英「僧形八幡神像の成立と展開—神護寺八幡神像と東寺八幡三神像をめぐって—」（『密教図像』18号 平成11年）
- 註8 『八幡宇佐宮御託宣集』巻三日本国御遊化部 「第二御殿 天平元年神託。同六年癸酉遷宮之時。被造之。」（重松明久校註訓訳 現代思潮社 昭和61年）
- 註9 『宇佐神宮史』史料篇巻二（宇佐神宮庁 昭和60年）「弘仁十一年 某月」では『宇佐宮式年造営記』の「三殿神功皇后御霊大帯姫、依弘仁十一年御託宣、同十四年奉造社矣」を引く。
- 註10 『石清水文書』2田中家文書 403・「宇佐八幡弥勒寺建立縁起」（承和11年6月17日付）に「同（弘仁）十四年四月十四日符稱、所新造八幡大菩薩宮大帯姫細殿一字」とある。（『大日本古文書』家わけ第4ノ2）
- 註11 『石清水八幡宮護国寺略記』（『朝野群載』巻16佛事上『新訂増補国史大系』29上）
- 註12 奥健夫「東寺伝聖僧文殊像をめぐって」1—ii 作風及び形成の検討（『美術史』134 平成5年3月）
- 註13 紺野敏文「平安彫刻の成立（8）」四—（四）東寺八幡三神像（『仏教芸術』219 1995年）
- 註14 『平安遺文』古文書編第1巻20
- 註15 『家伝（武智麻呂伝）』下巻 「公乃知実、遂樹一寺、今在越前国神宮寺是也」ただし氣比神宮では後、天元元年（978）の太政官符によれば、神宮寺に神像（「法体菩薩像」）が安置されていたことが知られる。
- 註16 『類聚国史』巻180・天長6年3月乙未条 「赤鷹即建道場、造仏像、号曰神願寺」
- 註17 拙稿「神仏習合の推進者と神仏習合像の制作—武生・大虫神社塩土尊像を巡って—」（『仏教芸術』198 1991年）
- 註18 津田徹英氏は前掲註7論文で、神護寺・僧形八幡神像の原本の成立を和気清麿在世中に遡るとされ、延暦年中創建とされる神護寺の前身である神願寺に奉懸されていたのでないかとの見解を示されているが、神願寺はすぐに定額寺とされ、その時に

は神像は存在していたと考えられるのではなからうか、したがって氏の見解は妥当なものと思われる。『類聚三代格』前編巻2・年分度者事（『新訂増補国史大系』）

- 註19 北魏・酈道元『水経注』巻19・渭水下に「此神嘗與魯班語、班令其人出、付留曰、我貌瘠醜、卿善図物容、我不能出、班於是拱手與言」とある。
- 註20 宋・徐鉉『稽神録』巻4・姚氏に「忽網中獲一人、黑色、拳身長毛、拱手而立」とある。（『古小説叢刊』中華書局出版 1996年）
- 註21 寛敏生「東アジアにおける跪礼の伝統と忌避意識」はじめに（『日本歴史』640 吉川弘文館 2001年9月）。この他、「跪礼」に関しては武光誠「古代日本と朝鮮の立礼と跪礼・匍匐礼」（『律令制成立過程の研究』雄山閣出版 1998年）、新川登亀男「小墾田宮の匍匐礼」2跪礼と匍匐礼（『日本古代の儀礼と表現—アジアの中の政治文化—』吉川弘文館 平成11年）、西本昌弘「古礼からみた『内裏式』の成立」2跪礼と立礼（『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房 1997年）、岸俊男「朝堂の初歩的考察」1朝礼（『日本古代宮都の研究』岩波書店 1988年）など。
- 註22 註21岸俊男論文参照。
- 註23 吉川弘文館『国史大辞典』「内裏式」。『内裏式』は『群書類従』公事部、『改訂増補故実叢書』31（明治図書出版 1993年）
- 註24 『改訂増補故実叢書』31（明治図書出版 1993年）
- 註25 『大唐開元礼』（池田温解題 古典研究会発行 汲古書院発売 1972年）
- 註26 註22西本昌弘論文参照。
- 註27 『大唐開元礼』巻37「皇帝時享於太廟 饋食に「太常卿引皇帝入、詣獻祖神座前、北面跪」とあり、宗廟の祭祀においては皇帝と太常卿が祖神の座の前で跪坐するとする。註21寛敏生論文参照。
- 註28 註21寛敏生論文・おわりに、
- 註29 『皇太神宮儀式帳』は『群書類従』神祇部・巻1。丸山裕美子「唐と日本の年中行事」（池田温編『古代を考える 唐と日本』吉川弘文館 平成4年）によると、『皇太神宮儀式帳』の最後の「年中行事并月記事」にあげられている「節」の行事のほとんどは中国・唐代の歳時そのままに行っているという。つまり、天皇家の宗廟の格式化も中国志向の流れのなかにおいて見ることができるのではなからうか。
- 註30 『大正大藏經』54・278・a、No.2127
- 註31 『大正大藏經』45・863・b、864・a、No.1896。なお、長跪、互跪については平成14年5月25日第55回美術史学会全国大会（於東北大学）第一分科会研究発表で早稲田大学大学院・小野佳代氏による発表「興福寺南門堂法相六祖像の像容と制作目的について」で法会における祈願の場面の坐法との指摘があった。氏は柄香炉を持物とし跪坐する僧形像の検討という視点から、長跪、互跪に触れられておられた。その際『釈門婦敬儀』、『釈氏要覽』、『法苑珠林』巻20（『大正大藏經』53・434・c）を引用されて解説されておられたが、その形については踵をあげてつま先立つという本稿の解釈とは異なったようである。後考を待ちたい。



図1 板列神社・女神像（その1）正面



図2 板列神社・女神像（その1）左斜側面



図3 板列神社・女神像（その1）左側面



図4 板列神社・女神像（その1）背面



図5 板列神社・女神像（その1）右側面



図6 板列神社・女神像（その1）右斜側面



図7 板列神社・女神像（その1）頂部面



図15 板列神社・女神像（その1）底面



図8 板列神社・女神像（その2）正面



図9 板列神社・女神像（その2）左斜側面



図10 板列神社・女神像（その2）左側面



図11 板列神社・女神像（その2）背面



図12 板列神社・女神像（その2）右側面



図13 板列神社・女神像（その2）右斜側面



図14 板列神社・女神像（その2）頂部面



図16 板列神社・女神像（その2）底面



図17 東寺・八幡三神・女神像（その1）

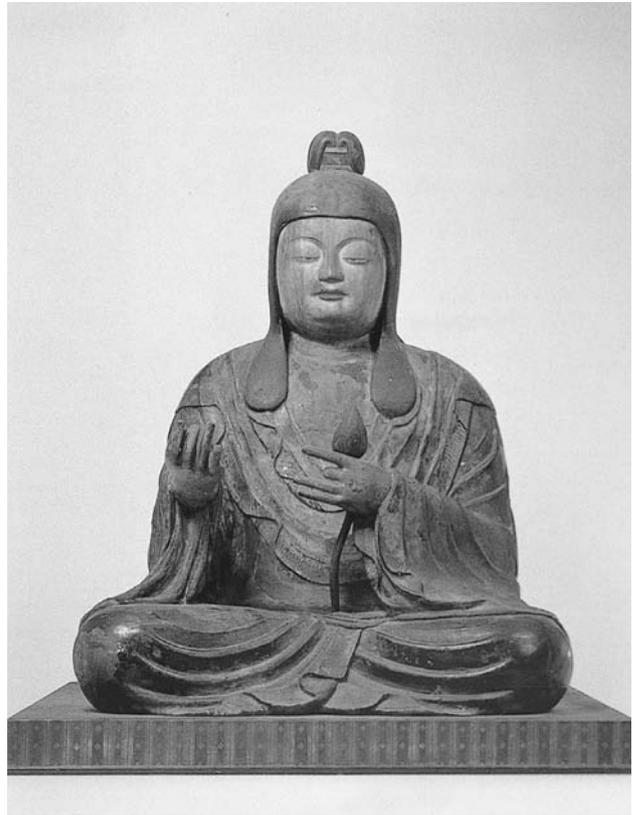


図18 東寺・八幡三神・女神像（その2）



図19 薬師寺・八幡三神・女神像 左脇侍・神功皇后像

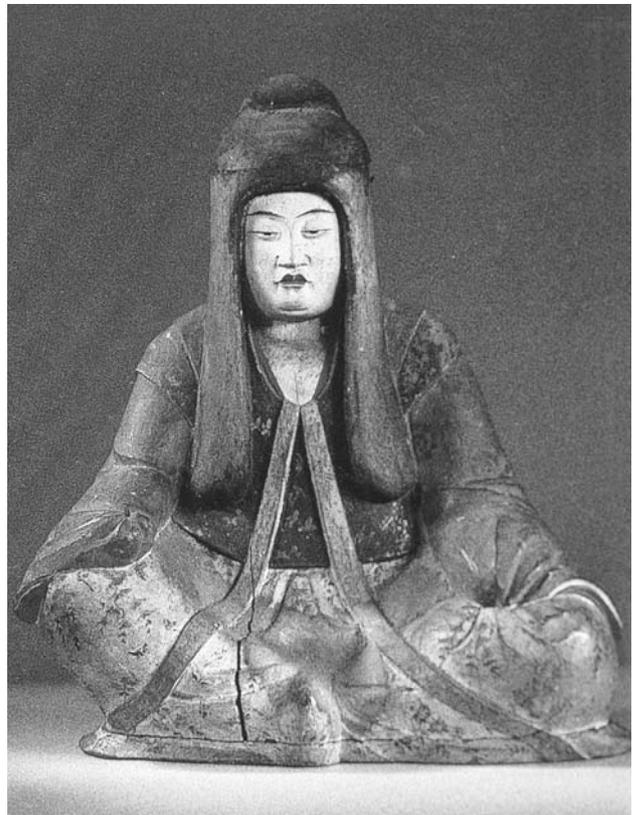


図20 薬師寺・八幡三神・女神像 右脇侍・仲津姫命像



図21 大分・奈多宮・八幡三神・女神像（伝. 神功皇后像）



図22 大分・奈多宮・八幡三神・女神像（伝. 比売大神像）



図23 静岡・府八幡・八幡三神・女神像（その1）



図24 静岡・府八幡・八幡三神・女神像（その2）



図25 山形・成島八幡神社・八幡三神・女神像（その1）



図26 山形・成島八幡神社・八幡三神・女神像（その2）



図27 和歌山・熊野連玉大社・夫須美大神像



図28 大和文華館・女神像



图29 仁和寺·八幡三所影图



图30 岡寺·天人文磚